

まん延防止等重点措置に伴う本市の対応について

令和3年4月17日

新型コロナウイルス感染症相模原市対策本部

令和3年4月16日、政府が神奈川県への「まん延防止等重点措置」の適用を決定したことを受け、県は「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」において、「相模原市」を措置区域として定めた。

これらを踏まえ、感染拡大防止対策をさらに推進し、市民の皆様の命と暮らしを守るため、4月20日（火）からまん延防止等重点措置の終了までの間、本市においては、主に次のとおり対応することとする。

1 衛生分野

(1) 医療体制の確保

- 医療の提供体制については、「神奈川モデル」を基本として、国や県、関係団体、医療機関と連携しながら必要な病床を確保するほか、宿泊療養施設の適切な運営、自宅療養者に対する健康観察を確実に行う。
- 医師会、医療機関等との連携により、感染拡大時においても適切に診療、検査が受けられる体制を確保する。

(2) ワクチンの住民接種の実施

- 新型コロナウイルスワクチン接種については、ワクチンの供給見通し等の最新情報の把握に努め、市民に混乱を招くことがないよう正確な情報発信を行うとともに、万全の感染防止対策の下、着実に接種を進めていく。

2 生活分野

(1) 外出自粛等の市民への周知

- 市民に対し、生活に必要な場合を除き、日中も含めた外出の自粛を広く周知するとともに、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、感染を防ぐ取組を徹底するようお願いする。
- 生活に必要な場合を除き、県外への移動は極力控えるようお願いする。

(2) 市設置施設及び市主催イベントの取扱い

- 市が設置している施設は、感染防止のための対策を講じた上で、利用時間を午後8時までとする。また、既にチケットの販売が開始されているイベント等については、個々の実情に応じて適切に対応する。

なお、各施設の状況等は市ホームページなどで速やかに公表する。

- 市が実施するイベントは、当分の間、市政運営上、真に必要なものに限定して、市主催イベントの取扱方針に基づき、実施することとする。

(3) 生活困窮者への相談体制の強化

- 引き続き、土・日・祝日を含め、生活困窮者及び生活保護の相談窓口を開所する。

(4) 学校・保育所等の取扱い及び感染防止策の徹底

- 市立小・中学校等については、感染リスクの高い活動を避け、感染防止策を徹底した上で教育活動を継続する。
- 保育所等・児童クラブは、感染防止策を徹底した上で開所する。

3 経済分野

(1) 中小企業等に対する支援及び情報提供

- 産業支援機関等と連携して中小・小規模事業者及び個人事業主への相談体制を継続するとともに、国及び県が行う、飲食店等への営業時間短縮要請に対する支援策について、市内の対象事業者等に情報提供を行う。

4 市の業務体制

(1) 職員のテレワーク等の徹底

- 感染拡大を防ぐとともに、市の機能を維持するため、職員のテレワーク及びシフト勤務等の実施を徹底し、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策に係る業務に取り組むため、業務継続計画の実施を徹底する。

【問合せ先】

- 本市の対応（全般）に関すること
政策課 042-769-8203
- 医療体制等に関すること
感染症対策課 042-769-8204
- ワクチンの住民接種に関すること
疾病対策課 042-769-7200
- 市設置施設の取扱い等に関すること
緊急対策課 042-707-7044
- 生活困窮者の相談窓口に関すること
生活福祉課 042-707-7021
- 市立学校における教育課程等に関すること
学校教育課 042-769-8284
- 市立学校における保健管理に関すること
学校保健課 042-851-3106
- 保育所等に関すること
保育課 042-769-8340
- 中小企業支援等に関すること
地域経済政策課 042-707-7542
- 市の業務体制に関すること
人事・給与課 042-769-9236